

## 注 記

### 1 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

##### ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価格 1 円としています。

##### イ 昭和 60 年度以降に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価格 1 円としています。

##### ② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

#### (2) 有価証券

##### ① 満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）

ただし、該当する満期保有目的有価証券は所有していません。

##### ② 満期保有目的以外の有価証券

##### ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

##### イ 市場価格のないもの……………取得原価

##### ③ 出資金

##### ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

##### イ 市場価格のないもの……………出資金額

#### (3) 有形固定資産等の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除きます）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15 年～50 年

工作物 10 年～60 年

物品 2 年～40 年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除きます）……………定額法

ソフトウェアについては、当市における利用見込期間（5 年）に基づく定額法によって行います。

##### ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます）

自己所有の固定資産に適用する減価償却法と同一の方法で計上することとしています  
が、現時点において該当する取引はありません。

#### (4) 引当金の計上基準及び算定方法

##### ① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、  
実質価格が著しく低下した場合における実質価格と取得価格の差額を計上しています。

##### ② 徴収不能引当金

未収金、長期延滞債権及び長期貸付金について、過去5年間の平均不納欠損率により  
徴収不能引当金を計上しています。

##### ③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

##### ④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に  
関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上します。

ただし、現時点において該当するものではありません。

##### ⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の  
見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

#### (5) リース取引の処理方法

##### ① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリ  
ース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行います。現時点において該当する  
取引はありません。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

##### ② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

#### (6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（西都市資金管理並びに運用基準におい  
て、歳計現金等の保管方法として規定した定期性預金等）を計上しています。

#### (7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

##### ① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価格又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合  
に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

- ② 資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が60万円未満であるとき、又は個別の判定により修繕費として処理しています。

## 2 追加情報

### (1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

- ① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

市営住宅事業特別会計

西都児湯障害認定審査会特別会計

西都児湯いじめ問題対策専門家委員会特別会計

西都児湯いじめ問題調査委員会特別会計

西都児湯公平委員会特別会計

- ② 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の係数をもって会計年度末の計数としています。

- ③ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

- ④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

|          |      |
|----------|------|
| 実質赤字比率   | —    |
| 連結実質赤字比率 | —    |
| 実質公債費比率  | 6.0% |
| 将来負担比率   | —    |

- ⑤ 債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 530,627 千円

- ⑥ 繰越事業に係る将来の支出予定額 680,161 千円

### (2) 貸借対照表に係る事項

- ① 総務省改訂モデルから統一的な基準へ変更しています。

- ② 簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計は、地方公営企業法における財務規定等の適用に向けた移行期間であるため、連結対象から除外しています。